

立川市民科の教育課程特例校申請について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 8 月 5 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 小 町 邦 彦

理由

立川市民科の教科化に向け、教育課程特例校申請を行うため。

立川市民科 教育課程特例校申請内容について

次の内容について確認し、申請を行いたい。

1 学校及び申請内容

(1) 学校

市内小中学校 28校

(2) 申請内容

小学校第1学年及び第2学年・・・生活科より15時間

小学校第3学年から第6学年・・・総合的な学習の時間より30時間

特別活動より5時間 合計35時間

中学校第1学年から第3学年・・・総合的な学習の時間より30時間

特別活動より5時間 合計35時間

2 特別の教育課程の概要

「よりよい社会」の実現に向け、主体的に考え、行動する市民を育成するために、小学校第1学年及び第2学年については生活科を15時間削減、小学校第3学年から第6学年については総合的な学習の時間を30時間削減及び特別活動を5時間削減、中学校第1学年から第3学年については総合的な学習の時間を30時間削減及び特別活動を5時間削減し、「立川市民科」を小学校第1学年及び第2学年では15時間、小学校第3学年から第6学年では35時間、中学校第1学年から第3学年では35時間創設する。

「立川市民科」において、児童・生徒が、保護者や地域の皆様方のご協力の下、地域に根ざした探究的な学習を通して、地域を知り、関わる中で、地域を大切にする思いを育み、世界を見つめ、新たな未来を拓いていく力を身に付けさせるとともに、多様な方々と力を合わせて「よりよい社会」づくりに主体的に参画しようとする市民性を育成する中で、削減する生活科、総合的な学習の時間及び特別活動の指導内容を補う。

3 地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要性

本市では、家庭・地域・大学・事業所等との連携による開かれた学校教育を目指しており、この一環として平成27年度から、地域とのかかわりを大切にする探究的な学習「立川市民科」の取り組みを進めてきた。また、平成31年度からは、市内全小・中学校をコミュニティ・スクールに指定し、地域とともにある学校づくりを地域の方々とともに協働して進め、地域活性にも寄与しているところである。

このような本市の地域特性を生かした、地域に根ざした探究的な学習をより深め、地域の思いを未来につなげる本市の教育の柱として持続可能な学びとするためには、特別な教育課程を編成して教育を展開する必要がある。

4 指定の要件を満たしていることについて

(1) 法に規定する教育の目標との関係

学習指導要領等に照らして適切なものとなっている。

(2) 児童・生徒の教育上適切な配慮について

① 学習指導要領の取り扱いについて

特別な教育課程を編成しても、履修が必要な内容が適切に取り扱われている。

② 総授業時数の確保について

特別な教育課程を編成しても履修が必要な内容を指導するために必要な授業時数が確保されている。

③ 発達段階等への配慮

児童・生徒の発達段階に応じた学習となる配慮がなされている。

④ 保護者の経済的な負担

特別な教育課程の編成に伴う保護者の経済的な負担はない。

⑤ 転出入に対する配慮

転出入があった場合でも、必要な配慮が可能である。